

## 第7章 その他の都市計画等に関する取り組み

### 1. 都市計画提案制度

都市計画提案制度は、平成14年の都市計画法改正により創設された制度で、住民やNPO法人等が一定の条件を満たした上で、都道府県又は市町村に対し都市計画の決定又は変更をすることについて提案できる制度です。

#### (1) 提案制度の目的は？

⇒まちづくりに関し、住民等が行政の提案に対して、受け身で意見だけを言うのではなく、より主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを期待し、また可能とするための制度として創設されました。

#### (2) 誰が提案できるの？

⇒次のいずれかに該当する方です。

- ①土地の所有者又は借地権者
- ②まちづくりNPO法人
- ③営利を目的としない公益法人（財団・社団）
- ④都市再生機構又は地方住宅供給公社
- ⑤まちづくりの推進に関し経験と知識を有する者として都市計画法施行規則で定める団体（開発行為の実績がある等の団体）

#### (3) どんな都市計画が提案できるの？

⇒提案することができる都市計画は、朝霞市が決定又は変更する権限を有する都市計画のすべてです。なお、区域区分などは埼玉県に提案することになります。

#### (4) 提案するときの条件は？

⇒次の要件を満たしていることが必要です。

- ①提案する区域が0.5ヘクタール以上のまとまった土地であること
- ②土地の所有者及び借地権者の総数の3分の2以上の同意が得られていること
- ③提案する区域の土地面積の3分の2以上の同意が得られていること
- ④提案の内容が都市計画に関する法令の基準等に適合していること

#### (5) どこに提案するの？

⇒提案の内容により提出先が異なりますので、あらかじめお問い合わせください

(6) 提案に必要となる書類

- ⇒次の書類が必要となります。
- ①提案者の住所、氏名などを記載した提案書
  - ②都市計画の素案（提案内容が分かる説明書と計画図）
  - ③提案資格を有することを証明する書類（法人等の場合に限る）
  - ④土地の所有者又は借地権者の同意書や登記簿謄本など
  - ⑤周辺住民等への説明に関する資料
  - ⑥周辺環境等への影響の検討に関する資料
  - ⑦その他提案内容の説明のために必要な資料

【都市計画提案制度対象例】

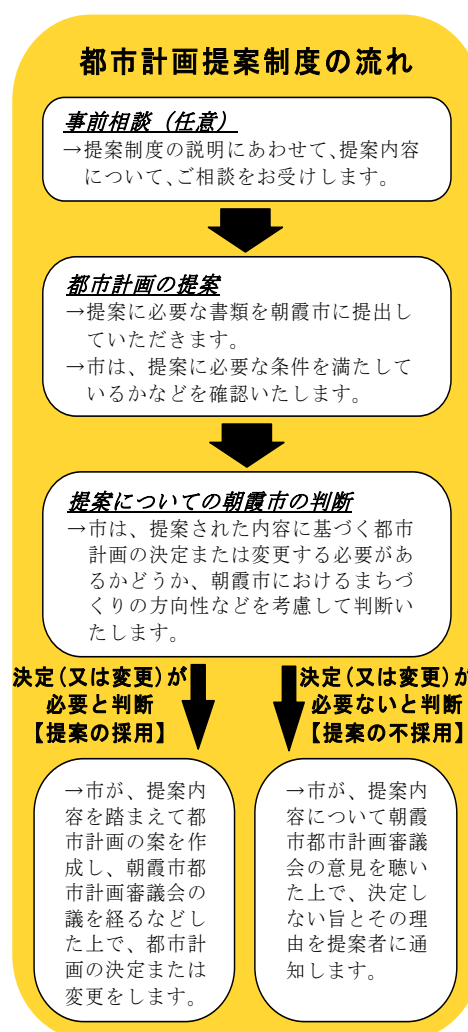
朝霞市

- 高度地区
  - 防火地域・準防火地域
  - 土地区画整理事業
  - 地区計画
  - 用途地域
- 等

埼玉県

- 区域区分
- 等

参照⇒資料編 42 ページ



## 2. 都市の景観（景観計画区域）

都市の景観の保全・創出は、まちの品格を高め、うるおいと安らぎのあるまちづくりにおいて重要な要素となっています。

本市は、埼玉県景観条例により、市内全域を景観計画区域（一般課題対応区域）に指定され、景観形成基準が定められています。

この区域内で周辺の景観に大きな影響を及ぼす一定の規模を超える建築行為等（下表参照）をしようとする際は、景観形成基準を踏まえた上で、外観の色彩やデザインなどについて、事前に市長への届出が必要です。

### 【届出対象行為】

行為		区域	一般課題対応区域	
			都市区域	田園区域
建築物	建築物の新築、増築、改築又は移転		高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもので、その外観のうち当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積3分の1を超えるもの	
工作物	工作物の新設、増築、改築又は移転		高さが15mを超えるもの	
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さが15mを超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの	